



平成 29 年 4 月 12 日

**第 25 回あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師国家試験において
受験無効者を受験者として取扱った事案に関するご報告とお詫び**

平成 29 年 3 月に合格発表が行われた第 25 回あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師国家試験において、卒業延期により受験無効扱いとすべき、あん摩マッサージ指圧師国家試験の受験者 2 名、はり師及びきゅう師国家試験の受験者 1 名に対し、合否判定を行っていた事案があったことが判明しました。

当財団では、本件事案を厚生労働省に報告するとともに、上記 3 名については、事務処理誤りを訂正しました。

関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、このようなことが二度と発生しないよう、事務処理体制の見直しと再発防止策の徹底を図ってまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

公益財団法人 東洋療法研修試験財団

事務局 長 川端 岳郎

業務部長 古谷 早苗

(代表電話) 03 (3431) 8771

1. 概要

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師国家試験の合否判定においては、卒業延期となった受験者の受験は無効としています。

今回、3名の受験者については、卒業延期となったにもかかわらず、受験者として処理したことにより、本来、受験無効としなければならないところ、あん摩マッサージ指圧師国家試験の受験者2名、はり師及びきゅう師国家試験の受験者1名に対し、合否判定を行い、合格発表を行いました。

(参考)

第25回あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師国家試験の概要

実施日：平成29年2月25日（あん摩マッサージ指圧師国家試験）

平成29年2月26日（はり師及びきゅう師国家試験）

合格発表日：平成29年3月28日

(誤)

区分	受験者数	合格者数	合格率
あん摩マッサージ指圧師	<u>1,603</u> 名	1,354名	<u>84.5%</u>
はり師	<u>4,528</u> 名	3,032名	67.0%
きゅう師	<u>4,444</u> 名	3,010名	67.7%

(正)

区分	受験者数	合格者数	合格率
あん摩マッサージ指圧師	<u>1,601</u> 名	1,354名	<u>84.6%</u>
はり師	<u>4,527</u> 名	3,032名	67.0%
きゅう師	<u>4,443</u> 名	3,010名	67.7%

2. 原因

各学校・養成施設から提出された「卒業（修業）証明書提出表」から卒業延期者のデータを抽出した際に、データの一部を見落とし、その後の確認も不十分なまま合否判定を行ったことによるものです。

3. 関係者への対応

該当する受験者及び学校関係者には、卒業延期により受験が無効になっているにもかかわらず、成績等通知書を送付してしまったことをご説明し、ご迷惑をお掛けしたことをお詫びしました。

4. 再発防止策

- 業務マニュアルにおける作業工程を見直し、詳細な業務マニュアルを再整備します。
- 現行の電算システムを改善し、試験種別を明確にするとともに、卒業延期の有無について学校、養成施設別と受験者別のデータに入力ミスがあり合致しない場合は、警告が出るようにします。
- 合否判定に必要な情報の確認については、複数の職員で確認する体制を確立します。

5. 役職員への対応

今回の事案を受け、当財団においては、理事長は報酬額の1/120（1月の1割相当）、事務局長は給与1月の1割相当の返納とする予定です。

(参考) 参照条文

○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律

(昭和二十二年法律第二百十七号)

(免許資格)

第二条 免許は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者(この項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は次の各号に掲げる者の認定した当該各号に定める養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得したものであつて、厚生労働大臣の行うあん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゆう師国家試験(以下「試験」という。)に合格した者に対して、厚生労働大臣が、これを与える。

- 一 厚生労働大臣 あん摩マッサージ指圧師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びはり師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びきゆう師の養成施設又はあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の養成施設
- 二 都道府県知事 はり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設

○あん摩マッサージ指圧師国家試験の施行(平成28年9月1日 官報)

5 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア (略)

イ (略)

ウ 修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

なお、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成29年3月14日(火曜日)午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

○はり師国家試験の施行(平成28年9月1日 官報)

5 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア (略)

イ (略)

ウ 修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

なお、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成29年3月14日(火曜日)午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

○きゅう師国家試験の施行（平成28年9月1日 官報）

5 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア (略)

イ (略)

ウ 修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

なお、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成29年3月14日（火曜日）午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。